

社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会
2026年度「子ども食堂(地域食堂)」応援助成金
募集要項

1. 助成の趣旨

社会的なつながりが希薄化する中、家庭や学校以外の「第三の居場所」としての子ども食堂(地域食堂)の重要性が高まっています。本市においても、子どもたちの健やかな成長を支える活動が広がりをを見せています。

こうした状況を受け、阪南市社会福祉協議会(以下「本会」)では、市民の方から寄せられた「子どもの成長を願う」寄付金を活用し、地域に根差した居場所づくりに取り組む団体を支援することを目的として、本助成金を実施します。

2. 助成対象団体

阪南市内において、子ども食堂(地域食堂)を実施、または実施予定のボランティアグループ、NPO 法人等の住民活動団体(法人格の有無は不問)で、以下の要件をすべて満たす団体。

- ・2026年度(4月～3月)に活動を新規開設する団体、または既に活動実績があり、新たな学習支援、体験交流イベント、参加者拡大施策等を実施する団体。
- ・阪南市内に活動拠点を置き、市内で活動していること。
- ・団体の規約(会則)を有していること。
- ・特定の政治、宗教、営利を目的とした活動でないこと。
- ・反社会的勢力と一切の関わりがないこと。
- ・定期的かつ継続的な活動実施が見込まれること。

3. 助成金額

- (1)新規開設支援 A. 月1回以上開催する団体:上限50,000円
B. 年3回以上開催する団体:上限10,000円
(2)イベント支援(年1回限り) 上限30,000円

※総予算額(220,000円)に達し次第、受付を終了いたします。

4. 助成対象経費

助成対象事業の実施に直接必要な経費のうち他の助成金や参加費等で賄えない以下の費用。

- ① 食材費(食材、飲料、菓子類等)
- ② 事務消耗品費(文具、衛生用品、調理器具、食器、レクリエーション用品等)
- ③ 器具備品費(冷蔵庫、電子レンジ、調理器具、机、椅子等)
- ④ その他諸経費(会場賃借料、光熱費、広報費、保険料等)

※団体の経常的な運営費(人件費、謝礼、通信費等)や、事業に直接関連しない費用は対象外です。

5.申請手続き

申請期間:2026年5月1日(金)~11月27日(金)

提出書類:・2026年度「子ども食堂(地域食堂)」応援助成金交付申請書(様式1)

- ・会則(規約)または活動内容がわかる資料(チラシ、パンフレット等)
- ・振込先口座の通帳等の写し
- ・実施場所が確認できる資料

提出方法:本会窓口へ持参、またはメールにて送付してください。

6.審査及び決定

本会、ボランティアセンター運営委員会において厳正に審査し、交付の可否を決定します。結果は書面またはメールにて通知します。

7.活動の報告および助成金の返還

- ・事業完了後1ヶ月以内に、活動報告書(様式2)、領収書の写し、実施状況がわかる資料(写真・チラシ等)を提出してください。
- ・活動実態が確認できない場合や、著しく不適切な運用が認められた場合は、決定の取り消しおよび助成金の返還を求めることがあります。
- ・報告いただいた内容や写真は、本会ホームページ等で公開する場合があります(配慮が必要な場合は提出時にお申し出ください)。

8.その他

- ・本助成は寄付金を財源としています。寄付者の想いを周知するため、広報物等には「阪南市社会福祉協議会 2026年度『子ども食堂(地域食堂)』応援助成金を活用しています」との旨を記載してください。
- ・社会情勢等により事業の実施が困難な場合は、安全を最優先し、延期または中止を適切に判断してください。中止となった場合は速やかに本会へ連絡し、助成金の返還手続きを行ってください。

【お問い合わせ・お申し込み先】

社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会 地域福祉グループ

担当:熊抱(くまだき)、中口

〒599-0201 阪南市尾崎町1丁目18番15号

TEL:072-429-9882 メール:c-fukushi@hannanshi-shakyo.jp